

駐車監視員活動ガイドライン

【戸塚 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道305号	明治通り	西早稲田3-31先高戸橋	西早稲田2-20先諏訪町交差点	7:30-20	
2	主要地方道25号	早稲田通り	百人町4-9先小滝橋交差点	西早稲田1-1先馬場下町交差点	7:30-22	
3	主要地方道8号	目白通り	下落合3-17先目白三丁目交差点	中落合2-27先山手通り南長崎一丁目交差点	10-19	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道317号	山手通り	中落合2-27先南長崎一丁目交差点	上落合2-29先上落合二丁目交差点	10-19	
2	主要地方道8号	目白通り	中落合3-1南長崎一丁目交差点	中落合3-29先西落合一丁目交差点	10-19	
3	区道	百人町通り	高田馬場4-41先小滝橋交差点	高田馬場4-25先	10-19	
4	区道	八幡通り	上落合1-5先	上落合1-9先	9-19	
5	区道	上落中通り	上落合2-11先	下落合1-15先下落合駅前交差点	9-19	
6	区道	中井通り	中井2-24先	中落合1-4先	9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、早稲田通り)周辺	—	最重点路線の重点時間帯と同じ
2	西武線高田馬場駅周辺	7:30-22	
3	新目白通り周辺	7:30-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(山手通り、百人町通り)周辺	9-19	
2	早稲田大学周辺	7:30-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(明治通り、早稲田通り)周辺	10-20	
2	西武線高田馬場駅周辺	10-20	
3	早稲田大学周辺	10-20	

戸塚警察署 駐車監視員活動ガイドライン

